

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、さぬき市から平成21年3月26日土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備事業）東内間地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成21年4月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀